

大分市と公立大学法人大分県立芸術文化短期大学との連携に関する協定書

大分市と公立大学法人大分県立芸術文化短期大学は、相互の発展をめざして次のとおり包括連携協定を締結する。

- 1 両者は、次の事項について連携・協力する。
 - (1) 芸術文化の振興における諸課題
 - (2) 国際化の推進における諸課題
 - (3) 学校教育及び生涯教育の振興における諸課題
 - (4) 情報化の推進における諸課題
 - (5) 地域の活性化及びまちづくりにおける諸課題
 - (6) その他両者が必要と認める諸課題
- 2 この協定による連携・協力の具体的事業及び成果の利用条件等については、両者が協議して別に定める。なお、この協定を実効性あるものとするため、定期的に協議の場を設ける。
- 3 この協定は、両者が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者のいずれからも異議の申し立てがない場合は、3年ごとに自動的に更新される。
- 4 この協定書は2通作成し、両者がそれぞれ1通を保有する。

平成19年2月28日

大分市長

釘宮 繁 

公立大学法人

大分県立芸術文化短期大学理事長

利光 功 